令和7年12月成田市議会定例会議案資料

(改正する条例の新旧対照表)

- 1. 改正がある部分の属する条のみを表示することとし、改正を要する条の中に改正を要しない項、号等がある場合は、それらの項、号等の規定部分を「略」と表示する。
- 2. 現行の欄に下線が付されている部分があり、その部分に対応する改正案の欄にも下線が付されている部分がある場合は、現行の欄の下線が付されている部分を改正案の欄の下線が付されている部分に改める。
- 3. 現行の欄に下線が付されている部分があり、その部分に対応する改正案の欄に下線が付されている部分がない場合は、現行の欄の下線が付されている部分を削る。
- 4. 現行の欄に下線が付されている部分がなく、その部分に対応する改正案の欄に下線が付されている部分がある場合は、改正案の欄の下線が付されている部分を加える。

議案番号	改正する条例の名称	頁
1	・一般職職員の給与に関する条例	3
2	・議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例	2 0
3	・特別職の職員の給与に関する条例	2 1
	・成田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	2 2
	・成田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	2 3
4	・成田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	2 5
	・成田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	2 6
	・成田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	2 7
5	・成田市印鑑条例	2 8
6	・成田市火災予防条例	2 8

○議案第1号資料

・一般職職員の給与に関する条例新旧対照表

【第1条関係】

(初任給調整手当)

第9条の2 医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるものに新たに採用された職員には、月額310,000円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

現行

2・3 略

(宿日直手当)

第18条の2 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4,400円(その勤務時間が5時間未満の場合にあっては、その勤務1回につき、2,200円)を 宿日直手当として支給する。

2 略

(期末手当)

第20条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以 前6カ月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に 応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中 「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

改正案

【第1条関係】

(初任給調整手当)

第9条の2 医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるものに新たに採用された職員には、月額310,800円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

2・3 略

(宿日直手当)

第18条の2 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4,700円(その勤務時間が5時間未満の場合にあっては、その勤務1回につき、2,350円)を宿日直手当として支給する。

2 略

(期末手当)

第20条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日 以前6カ月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分 に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中 「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。 現行

4~6 略

(勤勉手当)

第20条の4 略

2 略

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の 勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡し た職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第15項第4 号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地 域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額

改正案

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時 間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5を乗じて得た額の総額

3~5 略

(会計年度任用短時間勤務職員の期末手当)

第28条 略

2 会計年度任用短時間勤務職員の期末手当の額は、前条第1項又は第2項の規定 により定められた報酬の額の月額に相当する額として規則で定める額に100 分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間における当該会計 年度任用短時間勤務職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各 号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) 略

3・4 略

(会計年度任用短時間勤務職員の勤勉手当)

4~6 略

(勤勉手当)

第20条の4 略

2 略

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の 勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡し た職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第15項第4 号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地 域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時 間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3~5 略

(会計年度任用短時間勤務職員の期末手当)

第28条 略

2 会計年度仟用短時間勤務職員の期末手当の額は、前条第1項又は第2項の規定 により定められた報酬の額の月額に相当する額として規則で定める額に100 分の125を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間における当該会計年 度任用短時間勤務職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号 に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) 略

3・4 略

(会計年度任用短時間勤務職員の勤勉手当)

改正案

第29条 略

2 会計年度任用短時間勤務職員の勤勉手当の額は,第27条第1項又は第2項の規定により定められた報酬の額の月額に相当する額として規則で定める額(以下この項において「勤勉手当基礎額」という。)に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、会計年度任用短時間勤務職員の勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に100分の105を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3・4 略

別表第1

行政職給料表

職	員	8	職務	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
区分	分		の級									
			号給_	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定	年	前		l H	円	円	円	円	円	円	円	P
再	任	用	1	166,500	183,500	213,600	249,800	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
短	時	間	2	167,700	184,600	215,200	251,000	300,300	323,100	<u>356,900</u>	410,200	463,800
勤	務	職	3	168,800	185,800	216,800	252,100	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
員	以	外	4	169,900	186,900	218,400	<u>253,200</u>	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
の!	敞員	į	5	171,200	188,000	220,000	254,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
			6	172,400	189,700	221,700	255,400	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
			7	173,600	191,300	223,000	256,400	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
:			8	174,800	192,900	224,300	257,400	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
			9	175,800	194,500	225,600	258,400	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500

第29条 略

2 会計年度任用短時間勤務職員の勤勉手当の額は、第27条第1項又は第2項の規定により定められた報酬の額の月額に相当する額として規則で定める額(以下この項において「勤勉手当基礎額」という。)に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、会計年度任用短時間勤務職員の勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に100分の107.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3・4 略

別表第1

行政職給料表

職員の	職務	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
区分	の級									
	号給_	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円	円	円	円	円
再任用	1	171,000	195,800	225,600	<u>260,500</u>	309,800	332,600	366,800	420,700	<u>471,900</u>
短時間	2	172,700	<u>196,900</u>	227,200	261,700	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
勤務職	3	174,400	198,100	228,800	262,800	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
員以外	4	176,100	199,200	230,400	<u>263,900</u>	314,100	337,900	<u>371,700</u>	426,300	486,700
の職員	5	177,800	200,300	232,000	265,000	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
	6	<u>179,500</u>	202,000	233,700	266,100	316,600	341,300	<u>375,100</u>	429,900	494,100
	7	181,200	203,600	235,000	267,000	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
	8	182,900	205,200	236,300	268,000	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
	9	184,600	206,700	237,600	269,000	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500

				現行											改正第	₹				
10	177,000	196,200	226,700	259,400	310,700	336,700	369,600	424,200			10	186,300	208,400	238,700	270,000	321,600	347,900	381,100	436,600	
11	178,300	197,800	227,800	<u>260,400</u>	<u>312,300</u>	338,400	371,200	425,700			11	188,000	210,000	239,800	271,000	323,200	349,600	382,700	438,100	
12	179,500	199,400	228,900	<u>261,300</u>	313,900	<u>340,000</u>	<u>372,700</u>	427,200			12	189,700	211,600	240,900	271,900	324,800	351,200	384,200	439,600	
13	180,600	201,000	230,000	262,200	315,400	341,500	374,600	428,700			13	191,400	213,100	242,000	272,700	326,200	352,700	386,100	441,100	
14	181,800	202,700	231,500	263,100	317,000	343,100	<u>376,500</u>	430,000			14	193,100	214,800	243,300	273,600	327,800	354,300	<u>388,000</u>	442,400	
15	183,100	204,400	233,000	<u>263,900</u>	318,600	344,700	378,400	431,300			15	194,800	216,500	244,700	274,400	329,400	355,900	<u>389,900</u>	443,700	
16	184,400	206,100	234,500	264,700	320,200	346,200	380,200	432,500			16	196,500	218,200	246,100	275,200	331,000	357,400	<u>391,700</u>	444,900	
17	185,700	207,400	236,000	265,300	321,700	347,600	381,700	433,700			17	198,200	219,400	247,500	276,300	332,400	358,800	<u>393,200</u>	446,100	
18	187,400	209,000	<u>237,500</u>	266,300	323,400	349,300	383,500	435,000			18	199,900	221,000	248,900	277,300	334,100	360,500	<u>395,000</u>	447,400	
19	189,100	210,600	239,000	267,300	325,000	<u>350,900</u>	385,200	436,300			19	201,600	222,600	<u>250,300</u>	278,300	335,700	362,100	396,700	448,700	
20	190,800	212,100	240,500	268,300	326,600	352,500	<u>386,800</u>	437,500			20	203,300	224,100	251,700	279,300	337,300	363,700	398,300	449,900	Ì
21	192,500	213,600	242,000	269,300	328,000	<u>353,700</u>	388,500	438,700			21	205,000	225,600	253,100	280,300	338,700	364,800	400,000	451,100	
22	194,200	215,200	243,400	270,300	329,700	355,200	389,900	439,500			22	206,700	227,200	254,300	281,300	340,400	366,300	401,400	451,900	
23	195,800	216,800	244,800	271,300	331,400	356,700	391,300	440,300			23	208,300	228,800	255,600	282,200	342,100	367,800	402,800	452,700	
24	197,400	218,400	246,200	272,300	333,000	<u>358,200</u>	392,700	441,100	!		24	209,900	230,400	256,900	283,200	343,700	369,300	404,200	453,500	
25	199,000	220,000	247,400	273,300	334,200	359,900	394,100	441,700			25	211,500	232,000	258,100	284,200	344,900	371,000	405,600	454,100	
26	200,500	221,700	248,600	274,300	336,100	361,700	395,300	442,300			26	213,000	233,700	259,300	285,200	346,800	372,800	406,800	454,700	
27	202,000	223,000	249,800	275,300	337,800	363,400	396,500	442,900			27	214,500	235,000	260,500	286,200	348,500	374,400	408,000	455,300	
28	203,500	224,300	251,000	276,400	339,400	365,100	397,500	443,500			28	215,900	236,300	261,700	287,200	350,100	376,100	409,000	455,900	ļ
29	205,000	225,600	252,100	277,400	340,900	366,500	398,600	444,200			29	217,300	237,600	262,800	288,200	351,600	377,500	410,100	456,600	
30	206,500	226,700	253,200	278,700	342,500	367,800	399,800	445,000			30	218,800	238,700	263,900	289,500	353,200	378,800	411,300	457,400	
31	208,000	227,800	254,300	280,000	344,100	369,000	400,900	445,400			31	220,300	239,800	265,000	290,800	354,800	380,000	412,400	457,800	
32	209,500	228,900	255,400	281,200	345,700	370,400	402,000	446,100			32	221,800	240,900	266,100	292,000	356,400	381,400	413,500	458,500	
33	211,000	230,000	256,400	282,500	347,400	371,500	402,700	446,600			33	223,200	242,000	267,000	293,200	358,100	382,500	414,200	459,000	

-,				現行				-						改正第	₹				
34	212,400	231,100	257,400	283,800	349,200	372,400	403,400	447,000		 34	224,600	242,900	268,000	294,500	<u>359,900</u>	383,400	414,900	459,400	
35	213,800	232,200	<u>258,400</u>	285,000	<u>351,000</u>	373,400	404,100	447,400		35	226,000	243,800	<u>269,000</u>	295,700	361,700	384,400	415,500	459,800	
36	215,200	233,300	259,400	286,200	352,800	374,500	404,800	447,800		36	227,400	244,800	270,000	296,900	<u>363,500</u>	<u>385,400</u>	416,200	460,200	
37	216,600	234,400	260,400	287,300	354,300	<u>375,300</u>	405,400	448,200		37	228,800	245,800	271,000	297,900	<u>365,000</u>	386,200	416,800	460,600	
38	217,700	235,400	<u>261,300</u>	288,500	<u>355,700</u>	<u>376,200</u>	406,000	448,600		38	229,800	246,700	271,900	<u>299,100</u>	<u>366,400</u>	387,100	417,400	460,900	
39	218,800	236,400	262,200	289,800	<u>357,100</u>	<u>377,100</u>	406,500	449,000		39	230,900	247,600	272,700	300,300	<u>367,800</u>	388,000	417,900	461,200	ı
40	219,900	237,300	<u>263,100</u>	291,100	358,500	<u>377,900</u>	406,900	449,300		40	232,000	248,400	<u>273,600</u>	301,600	<u>369,200</u>	388,800	418,300	461,500	l
41	220,900	238,200	<u>263,900</u>	292,400	360,000	<u>378,700</u>	407,300	449,600		41	233,000	249,200	274,400	<u>302,900</u>	<u>370,700</u>	389,600	418,700	461,800	
42	221,800	239,100	<u>264,700</u>	293,400	360,800	<u>379,500</u>	407,500	450,000		42	233,800	249,900	275,200	<u>303,900</u>	<u>371,500</u>	390,400	418,900	462,100	
43	222,700	239,900	265,500	294,400	361,800	380,300	407,800	450,300		43	234,700	<u>250,500</u>	<u>276,000</u>	304,900	372,400	<u>391,200</u>	419,200	462,400	
44	223,600	240,700	266,300	295,500	362,800	381,000	408,100	450,600		44	235,500	<u>251,100</u>	<u>276,700</u>	305,900	<u>373,400</u>	<u>391,900</u>	419,500	462,700	
45	224,500	241,400	267,000	296,600	<u>363,700</u>	381,700	408,400	450,900		45	236,400	<u>251,800</u>	<u>277,400</u>	<u>307,000</u>	374,300	392,600	419,800	463,000	
46	225,300	242,000	267,800	297,800	364,800	382,400	408,700			46	237,200	252,400	278,200	<u>308,200</u>	375,400	393,300	420,100		
47	226,100	242,600	268,600	298,900	365,700	<u>383,100</u>	409,000	i		47	238,000	253,000	<u>279,000</u>	<u>309,300</u>	376,300	394,000	420,400		
48	226,900	243,200	269,300	300,100	366,700	383,800	409,300			48	238,800	253,600	<u>279,600</u>	310,500	377,300	394,700	420,700		
49	227,700	243,800	270,000	301,300	367,600	384,300	409,500			49	239,600	<u>254,100</u>	280,300	311,600	378,200	395,200	420,900		
50	228,400	244,400	270,800	302,600	368,300	384,900	409,800			50	240,100	<u>254,700</u>	281,100	312,900	378,900	395,800	421,200	!	
51	229,100	245,000	271,600	303,900	369,000	385,500	410,100			51	240,600	255,300	281,800	314,200	379,600	396,400	421,400	2	
52	229,800	245,500	272,300	305,200	369,600	386,200	410,400			52	241,100	255,800	282,500	315,500	380,200	397,100	421,700	2	
53	230,500	246,000	273,000	306,500	370,000	386,600	410,600			53	241,700	256,200	283,200	316,700	380,600	397,500	421,900)	
54	231,100	246,400	273,800	307,800	370,600	387,200	410,900			54	242,200	256,600	283,900	318,000	381,200	398,100	422,200	<u>)</u>	
55	231,700	246,700	274,600	309,100	371,300	387,800	411,200			55	242,700	256,900	284,600	319,300	381,800	398,700	422,500	<u>)</u>	
56	232,300	247,000	275,300	310,400	372,000	388,300	411,500			56	243,200	257,200	285,300	320,600	382,500	399,200	422,800	2	
57	233,000	247,300	276,000	311,700	372,300	388,700	411,700	2		57	243,700	$ _{257,500}$	286,000	321,900	382,800	399,600	423,000	<u>2</u>	

					現行				1	_					改正第	₹			
58	23	3,500	247,600	276,700	313,000	373,000	389,300	412,000			58	<u>244,000</u>	<u>257,800</u>	286,600	323,100	<u>383,500</u>	400,200	423,300	
59	23	<u>4,000</u>	247,900	277,400	314,300	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	412,300			59	244,300	258,100	<u>287,300</u>	324,400	384,200	400,800	423,600	
60	23	4, <u>500</u>	248,200	278,100	<u>315,400</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	412,500			60	244,700	258,400	287,900	325,500	384,800	401,300	423,800	
61	<u>23</u>	5,000	248,500	<u>278,800</u>	<u>316,300</u>	<u>374,600</u>	390,800	412,700			61	245,100	<u>258,700</u>	288,600	326,400	<u>385,100</u>	401,700	424,000	
62	<u>23</u>	5,400	248,8 <u>00</u>	279,500	317,600	<u>375,100</u>	391,300	413,000			62	245,500	259,000	289,200	327,700	<u>385,600</u>	402,200	424,300	
63	23	5,800	249,1 <u>00</u>	280,200	318,900	375,700	391,800	413,300			63	245,900	259,300	289,900	<u>329,000</u>	<u>386,200</u>	402,700	424,600	
64	23	6,200	<u>249,400</u>	280,900	320,200	376,300	392,400	413,500			64	246,300	259,600	<u>290,600</u>	<u>330,300</u>	<u>386,800</u>	403,300	424,800	
65	23	<u>6,600</u>	249,700	281,500	321,400	<u>376,600</u>	392,700	413,700			65	246,600	259,900	<u>291,100</u>	331,400	<u>387,100</u>	403,600	425,000	
66	<u>23</u>	<u>6,900</u>	250,000	282,200	322,700	377,200	393,100	414,000			66	246,900	260,200	<u>291,700</u>	<u>332,700</u>	<u>387,700</u>	404,000	425,300	
67	23	7,200	250,300	282,800	323,900	377,900	<u>393,500</u>	414,300			67	247,200	260,500	292,300	<u>333,900</u>	<u>388,400</u>	404,300	425,600	
68	23	7,500	250,600	283,500	325,100	378,500	<u>393,900</u>	414,500			68	247,500	260,800	293,000	335,100	389,000	404,700	425,800	
69	23	7,800	250,900	284,100	326,400	<u>378,900</u>	394,200	414,700		i	69	247,700	261,100	293,600	336,400	389,400	405,000	426,000	
70	23	8,100	251,200	284,800	327,500	<u>379,400</u>	394,500	415,000	i		70	248,000	261,400	294,200	<u>337,400</u>	<u>389,900</u>	405,300	426,300	
71	23	8,400	<u>251,500</u>	285,400	328,600	380,000	394,800	415,300			71	248,300	261,700	294,800	338,500	<u>390,500</u>	405,600	426,600	·
72	23	<u>8,700</u>	251,800	286,100	329,700	380,500	395,000	415,500			72	248,600	262,000	295,500	339,600	391,000	405,800	426,800	
73	<u>23</u>	<u>8,900</u>	252,100	286,700	330,400	381,000	395,200	415,700	i.		73	248,800	262,300	296,100	340,300	391,500	406,000	427,000	
74	23	9,200	252,400	287,400	331,300	<u>381,600</u>	<u>395,500</u>	-			74	249,100	262,600	296,700	341,200	392,100	406,300		
75	<u>23</u>	9,500	252,700	288,000	332,000	382,100	395,800				75	249,400	262,900	297,200	341,900	<u>392,500</u>	406,600		
76	23	9,700	253,000	288,500	332,800	382,400	<u>396,000</u>				76	249,600	263,200	297,700	342,700	392,800	406,800		
77	23	9,900	<u>253,300</u>	289,000	333,600	382,800	396,200				77	249,800	263,500	298,200	343,500	393,200	407,000	!	
78	24	0,200	253,600	289,600	334,000	383,300	396,500				78	250,100	263,800	298,800	343,900	393,700	407,300		
79	24	0,500	253,900	290,100	334,600	383,700	396,800				79	250,400	264,100	299,300	344,400	394,100	407,600	0	
80	24	0,700	254,200	290,700	335,300	384,100	397,000				80	250,600	264,400	299,900	345,100	394,500	407,800	2	
	24	0,900	<u>254,500</u>	291,200	336,100	384,500	397,200				81	250,800	264,700	300,300	345,900	394,900	408,000	<u> </u>	

				現行				 						改正第	₹		 	
82	241,200 2	54,800	291,700	336,800	385,000	<u>397,500</u>				82	<u>251,100</u>	265,000	300,800	<u>346,600</u>	<u>395,400</u>	408,300		
83	241,500 2	55,100	<u>292,300</u>	337,500	385,400	<u>397,800</u>				83	251,400	265,300	<u>301,300</u>	<u>347,300</u>	<u>395,800</u>	408,600		
84	241,700 2	55,400	292,900	338,100	<u>385,800</u>	398,000				84	<u>251,600</u>	<u>265,600</u>	301,900	<u>347,900</u>	<u>396,200</u>	408,800		
85	241,900 2	255,700	<u>293,400</u>	338,600	<u>386,100</u>	398,200				85	<u>251,800</u>	265,900	302,400	<u>348,400</u>	396,500	409,000		
86	242,200 2	256,000	293,900	339,200						86	252,100	266,200	302,800	349,000				
87	242,500 2	256,3 <u>00</u>	294,300	339,700						87	<u>252,400</u>	266,500	303,100	349,500				
88	242,700 2	256,600	<u>294,600</u>	340,300						88	<u>252,600</u>	<u>266,800</u>	303,400	<u>350,100</u>				
89	242,900 2	256,900	<u>294,800</u>	340,600						89	<u>252,800</u>	267,100	303,600	<u>350,400</u>				
90	243,200 2	257,200	<u>295,100</u>	341,100						90	<u>253,100</u>	267,400	303,900	350,900				
91	243,500	257,500	<u>295,300</u>	341,500						91	<u>253,400</u>	267,700	304,100	<u>351,200</u>	<u> </u>			
92	243,700	257,800	295,600	341,900				:		92	<u>253,600</u>	268,000	304,400	<u>351,600</u>				
93	243,900	258,1 <u>00</u>	<u>295,800</u>	342,300						93	253,800	268,300	<u>304,600</u>	<u>352,000</u>	U.			
94	244,200		296,000	342,800		:				94	254,100		304,800	<u>352,500</u>				
95	244,500		296,300	343,300						95	254,400		305,100	353,000			i	
96	244,700		<u>296,500</u>	343,800						96	<u>254,600</u>		305,300	<u>353,500</u>				
97	244,900		<u>296,800</u>	344,100						97	<u>254,800</u>		305,600	353,800				
98	245,200		<u>297,100</u>	344,500			!			98	255,100		305,800	354,200				
99	245,400		<u>297,400</u>	344,900						99	255,300		306,100	<u>354,600</u>	!			
100	245,700		<u>297,700</u>	345,300						100	<u>255,600</u>		306,400	355,000	!			
101	245,900		298,000	345,600					$\ \ $	101	255,800	2	306,700	355,300	2			
102	246,100		298,300	346,000						102	256,000	2	307,000	355,700	2			
103	246,400		298,600	346,400						103	256,300	2	307,300	356,100	2			
104	246,700		299,000	346,800						104	256,600	<u> </u>	307,600	356,500	2			
105	246,900		299,200	347,000						105	256,800	<u>2</u>	307,800	<u>356,700</u>	2			

			現行					改正案	 	
106	247,200	299,400	347,400	10	06	257,100	308,000	357,100		
107	247,500	299,700 3	347,800	10	07	257,400	308,300	357,500		
108	247,700	300,100	348,200	10	08	<u>257,600</u>	308,700	357,900		
109	247,900	300,300	348,400	1	.09	257,800	308,900	358,100		
110	248,200	300,600	348,800	1	10	258,100	309,200	358,400		
111	248,500	301,000	349,200	1	.11	258,400	309,500	358,800		
112	248,700	301,400	349,500	1	.12	258,600	309,900	359,100		
113	248,900	301,600	349,800	1	.13	258,800	310,100	359,400		
114	249,200	301,900	350,200	1	.14	259,100	310,400	359,800		
115	249,500	302,200	350,600	1	115	259,400	310,700	360,200		
116	249,700	302,500	351,000	1	116	259,600	311,000	360,600		
117	249,900	302,700	351,500	1	117	259,800	311,200	361,100		
118	250,200	303,000	351,900	1	118	260,100	311,500	361,500		
119	250,500	303,300	352,300		119	260,400	311,800	361,900		
120	250,700	303,600	352,700	1	120	260,600	312,100	362,300		
121	250,900	303,800	353,200	1	121	260,800	312,300	362,800		
122		304,200	353,600		122		312,600	363,200		
123		304,600	353,900		123		313,000	363,500		
124		304,900	354,200		124		313,300	363,800		
125		305,100	354,700		125		313,500	364,200		
126		305,300			126		313,700	2		
127		305,600			127		314,000	2		
128		306,000			128		314,400			
129		306,200			129		314,600	2		

					現行					_							改正第	Ĕ				
	130			306,400									130			314,800						
	131			306,700									131			315,100						
	132			307,000									132			315,400						
	133			307,400				!					133			315,700						
	134			307,600									134			<u>315,900</u>						
	135			307,900									135			316,200				ļ		
	136			308,200									136			<u>316,500</u>						
	137_			308,500				<u> </u>					137			<u>316,800</u>						
 定年前		基準給料	基準給料	基準給料	j.	包年前	j	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料						
再任用		月額	月額	月額	P	耳任 用	ı	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額						
短時間		181,800	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	角	豆時間	1	189,700	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200
勤務職												勘務單										
員												<u> </u>										

備考 略

別表第2

医療職給料表

四次和吸	MU1112X				
職員の	職務の	1級	2級	3級	4級
区分	級				
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円
再任用	1	<u>291,400</u>	400,300	<u>455,100</u>	<u>549,800</u>
短時間	2	<u>293,700</u>	<u>403,000</u>	<u>457,100</u>	<u>555,900</u>
勤務職	3	<u>296,000</u>	<u>405,600</u>	<u>459,000</u>	<u>561,200</u>

備考 略

別表第2

医療職給料表

	職員の	職務の	1級	2級	3級	4級
	区分	級				
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	定年前		円	円	円	円
	再任用	1	<u>305,600</u>	415,600	<u>470,300</u>	<u>566,200</u>
1	短時間	2	<u>307,900</u>	418,300	<u>472,300</u>	<u>572,300</u>
	勤務職	3	310,200	<u>420,900</u>	474,200	577,400

		3	 現行						改	(正案		
員以外	4	298,200	408,100	460,900	566,100		員以外	4	312,400	423,300	476,100	582,100
の職員	5	300,300	410,500	462,300	<u>570,500</u>		の職員	5	314,500	425,600	<u>477,500</u>	<u>586,400</u>
	6	303,800	412,700	464,100	<u>574,800</u>			6	318,000	427,800	<u>479,200</u>	<u>590,700</u>
	7	307,300	414,800	465,900	<u>578,400</u>			7	321,500	429,800	481,000	594,100
	8	310,700	416,900	467,700	<u>581,400</u>			8	324,900	431,900	482,800	<u>597,000</u>
	9	314,100	419,000	469,500	<u>584,400</u>			9	328,300	434,000	484,600	600,000
	10	<u>317,600</u>	420,500	<u>471,300</u>	<u>587,400</u>			10	331,800	435,500	486,300	603,000
	11	321,000	422,000	473,100	<u>590,400</u>			11	335,200	437,000	<u>488,100</u>	606,000
	12	<u>324,400</u>	423,500	<u>474,900</u>	<u>593,400</u>	ll		12	338,600	438,500	<u>489,900</u>	609,000
	13	327,800	424,900	<u>476,700</u>	<u>596,400</u>			13	342,000	439,900	491,700	612,000
	14	331,300	426,400	<u>478,500</u>	<u>599,400</u>			14	345,500	441,300	493,400	615,000
	15	<u>334,700</u>	427,900	<u>480,300</u>	602,400			15	348,900	442,800	495,200	618,000
	16	<u>338,100</u>	429,300	<u>482,100</u>	605,400			16	<u>352,300</u>	444,200	<u>497,000</u>	621,000
	17	341,500	430,700	483,900	608,400			17	355,700	445,500	498,800	624,000
	18	344,600	432,200	<u>485,800</u>	611,400			18	358,800	447,000	500,700	627,000
	19	347,700	433,700	<u>487,700</u>	614,400			19	362,000	448,400	502,600	630,000
	20	350,800	435,100	489,600	617,400			20	365,200	449,800	504,500	<u>633,000</u>
	21	354,000	436,500	<u>491,500</u>	<u>620,400</u>			21	368,500	451,100	<u>506,400</u>	636,000
	22	<u>357,100</u>	<u>438,000</u>	493,200	<u>623,400</u>			22	371,600	452,600	<u>508,100</u>	639,000
	23	360,200	<u>439,500</u>	495,000	<u>626,400</u>			23	374,700	<u>454,000</u>	<u>509,900</u>	642,000
	24	363,200	440,900	<u>496,800</u>	<u>629,400</u>			24	377,700	455,400	<u>511,700</u>	645,000
	25	366,200	442,300	<u>498,400</u>	<u>632,400</u>			25	380,800	<u>456,800</u>	513,300	648,000
	26	368,500	443,700	500,200	<u>635,400</u>			26	383,100	458,200	<u>515,100</u>	<u>651,000</u>
	27	370,800	445,100	<u>502,000</u>				27	385,400	459,500	516,900	

	現行				改正案				
2	28	373,000	446,500	503,600		28	387,600	460,900	518,400
2	29	<u>374,900</u>	447,900	<u>505,000</u>		29	389,500	462,300	<u>519,800</u>
3	30	<u>376,600</u>	449,300	506,700		30	<u>391,200</u>	463,600	<u>521,500</u>
3	31	<u>378,300</u>	450,700	<u>508,500</u>		31	<u>392,900</u>	465,000	<u>523,300</u>
3	32	<u>380,100</u>	452,100	<u>510,200</u>		32	<u>394,700</u>	466,400	<u>525,000</u>
5	33	<u>381,900</u>	<u>453,500</u>	511,700		33	<u>396,400</u>	467,700	<u>526,500</u>
8	34	<u>383,700</u>	454,900	<u>513,000</u>		34	<u>398,200</u>	469,100	<u>527,800</u>
3	35	<u>385,300</u>	456,300	<u>514,300</u>		35	<u>399,800</u>	470,400	<u>529,100</u>
8	36	<u>386,700</u>	457,700	<u>515,600</u>		36	401,100	<u>471,800</u>	<u>530,400</u>
ć	37	388,100	459,100	<u>516,600</u>		37	402,500	<u>473,200</u>	<u>531,400</u>
ė	38	<u>389,600</u>	460,800	<u>517,900</u>		38	403,900	<u>474,900</u>	532,700
6	39	<u>391,100</u>	462,400	<u>519,200</u>	!	39	405,300	<u>476,500</u>	<u>534,000</u>
4	40	<u>392,600</u>	464,000	<u>520,500</u>		40	406,700	<u>478,000</u>	<u>535,300</u>
4	41	<u>394,100</u>	465,600	<u>521,500</u>		41	408,200	<u>479,600</u>	<u>536,300</u>
4	42	<u>394,800</u>	466,800	<u>522,300</u>		42	408,900	480,800	<u>537,100</u>
4	43	<u>395,400</u>	468,000	<u>523,100</u>		43	409,500	481,900	<u>537,900</u>
4	44	<u>396,100</u>	469,100	<u>523,900</u>		44	410,100	483,000	538,700
4	45	<u>397,000</u>	470,100	<u>524,800</u>		45	410,900	<u>484,000</u>	<u>539,600</u>
4	46	<u>397,600</u>	471,100	<u>525,600</u>		46	411,500	484,900	540,400
4	47	<u>398,200</u>	472,000	526,400		47	412,100	485,800	<u>541,200</u>
4	48	<u>398,800</u>	472,800	<u>527,100</u>		48	412,600	486,600	541,900
	49	399,400	473,500	<u>527,900</u>		49	413,100	487,300	542,700
{	50	<u>399,900</u>	474,200	<u>528,700</u>		50	413,500	<u>488,000</u>	543,500
{	51	400,400	474,900	<u>529,400</u>		51	414,000	488,700	544,200

現行					<u></u>	女正案			
52	400,900	475,500	530,300		52	414,400	489,300	545,100	
53	401,400	476,200	<u>531,200</u>		53	414,800	489,900	<u>546,000</u>	
54	401,800	476,900	<u>532,000</u>		54	415,100	490,600	<u>546,800</u>	
55	402,200	<u>477,500</u>	532,900		55	415,400	491,200	547,700	
56	402,600	478,100	<u>533,800</u>		56	415,800	491,800	<u>548,600</u>	
57	403,000	478,400	<u>534,600</u>		57	416,100	492,100	<u>549,400</u>	
58	403,400	479,000	<u>535,500</u>		58	416,500	492,700	<u>550,200</u>	
59	403,800	479,700	536,400		59	416,800	493,300	<u>551,000</u>	
60	404,200	480,400	537,100		60	417,200	494,000	<u>551,700</u>	
61	404,600	480,800	<u>537,900</u>		61	417,600	494,400	<u>552,500</u>	
62	405,000	481,400	<u>538,800</u>		62	417,900	<u>495,000</u>	553,400	
63	405,400	482,100	<u>539,700</u>		63	418,200	<u>495,700</u>	554,300	
64	405,800	<u>482,800</u>	<u>540,600</u>		64	418,500	496,400	555,200	
65	406,100	483,200	<u>541,400</u>		65	418,800	496,800	556,000	
66		483,800	<u>542,300</u>		66		<u>497,400</u>	556,900	
67		484,400	<u>543,200</u>		67		<u>498,000</u>	<u>557,800</u>	
68		484,900	<u>544,100</u>		68		498,500	558,700	
69		<u>485,400</u>	<u>544,900</u>		69		499,000	<u>559,500</u>	
70		485,900	545,800		70		499,500	<u>560,400</u>	
71		486,400	546,700		71		500,000	561,300	
72		486,900	<u>547,600</u>		72		500,500	<u>562,200</u>	
73		487,300	<u>548,400</u>		73		500,900	<u>563,000</u>	
74		<u>487,800</u>			74		501,400		
75		488,200			75		501,800		

	現行				改正案							
	76		488,700					76		<u>502,200</u>		
	77		<u>489,200</u>					77		<u>502,700</u>		
	78		<u>489,800</u>				:	78		<u>503,300</u>		
	79		<u>490,400</u>					79		<u>503,800</u>		
	80		490,800					80		<u>504,200</u>		
	81		<u>491,300</u>					81		<u>504,700</u>		
	82		<u>491,900</u>				·	82		<u>505,300</u>		
	83		<u>492,500</u>					83		<u>505,900</u>		
	84	'	<u>493,000</u>					84		<u>506,400</u>		
	85		<u>493,500</u>		l			85		<u>506,900</u>		
定年前		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額		定年前		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
再任用		301,700	344,400	<u>399,500</u>	<u>473,300</u>		再任用		312,900	<u>356,500</u>	412,800	<u>488,500</u>
短 時 間							短時間					
勤務職							勤務職					
員							員					

備考 略

別表第4

普通自動車等使用者に係る通勤手当の月額表

職員の区分	普通自動車等使用者	原動機付自転車等使用者			
片道の使用距離					
略					
4km以上5km未満	6,700円	<u>3,150円</u>			

備考 略

別表第4

普通自動車等使用者に係る通勤手当の月額表

職員の区分	普通自動車等使用者	原動機付自転車等使用者			
片道の使用距離					
略					
4km以上5km未満	6,700円	<u>3,220円</u>			

	現行			改正案	
5km以上6km未満	7,300円	3,720円	5km以上6km未満	7,300円	3,790円
6km以上7km未満	7,900円	<u>4,300円</u>	6km以上7km未満	7,900円	4,350円
7km以上8km未満	8,500円	4,870円	7km以上8km未満	8,500円	4,920円
8km以上9km未満	9,100円	5,450円	8km以上9km未満	9,100円	<u>5,480円</u>
9km以上10km未満	9,700円	6,020円	9km以上10km未満	9,700円	<u>6,050円</u>
10km以上11km未満	10,300円	6,600円	10km以上11km未満	10,500円	6,600円
11km以上12km未満	10,900円	7,170円	11km以上12km未満	11,100円	7,170円
12km以上13km未満	11,500円	7,750円	12km以上13km未満	11,700円	<u>7,840円</u>
13km以上14km未満	12,100円	8,320円	13km以上14km未満	12,300円	<u>8,410円</u>
14km以上15km未満	12,700円	8,900円	14km以上15km未満	12,900円	<u>9,080円</u>
15km以上16km未満	13,300円	9,300円	15km以上16km未満	13,700円	<u>9,480円</u>
16km以上17km未満	13,900円	9,700円	16km以上17km未満	14,300円	<u>9,980円</u>
17km以上18km未満	14,500円	10,100円	17km以上18km未満	14,900円	10,380円
18km以上19km未満	15,100円	10,500円	18km以上19km未満	15,500円	10,880円
19km以上20km未満	15,700円	10,900円	19km以上20km未満	16,100円	11,280円
20km以上21km未満	16,300円	11,300円	20km以上21km未満	16,900円	11,780円
21km以上22km未満	16,900円	11,900円	21km以上22km未満	17,500円	12,380円
22km以上23km未満	17,500円	12,500円	22km以上23km未満	18,100円	13,080円
23km以上24km未満	18,100円	13,100円	23km以上24km未満	18,700円	13,680円
24km以上25km未満	18,700円	13,700円	24km以上25km未満	19,300円	14,370円
25km以上26km未満	19,300円	14,100円	25km以上26km未満	20,100円	14,770円
26km以上27km未満	19,900円	14,500円	26km以上27km未満	20,700円	15,270円
27km以上28km未満	20,500円	14,900円	27km以上28km未満	21,300円	15,670円

	現行			改正案	
28km以上29km未満	21,100円	15,300円	28km以上29km未満	21,900円	<u>16,170円</u>
29km以上30km未満	21,700円	15,700円	29km以上30km未満	22,500円	16,570円
30km以上31km未満	22,300円	16,100円	30km以上31km未満	23,300円	<u>17,050円</u>
31km以上32km未満	22,900円	16,700円	31km以上32km未満	23,900円	17,650円
32km以上33km未満	23,500円	<u>17,300円</u>	32km以上33km未満	24,500円	18,350円
33km以上34km未満	24,100円	<u>17,900円</u>	33km以上34km未満	25,100円	18,950円
34km以上35km未満	24,700円	18,500円	34km以上35km未満	25,700円	19,640円
35km以上36km未満	25,300円	18,900円	35km以上36km未満	26,500円	20,040円
36km以上37km未満	25,900円	<u>19,300円</u>	36km以上37km未満	27,100円	20,540円
37km以上38km未満	26,500円	19,700円	37km以上38km未満	27,700円	20,940円
38km以上39km未満	27,100円	20,100円	38km以上39km未満	28,300円	21,440円
39km以上40km未満	27,700円	<u> 20,500円</u>	39km以上40km未満	28,900円	21,840円
40km以上	<u>27,700円に1kmにつき</u>	20,900円	40km以上41km未満	29,800円	22,340円
	<u>600円を加算した額(ただ</u>		41km以上42km未満	30,400円	22,340円
	<u>し,100km以上は64,300</u>		42km以上43km未満	31,000円	22,340円
	<u>円)</u>		43km以上44km未満	31,600円	22,340円
			44km以上45km未満	32,200円	22,340円
			45km以上46km未満	34,200円	22,340円
			46km以上47km未満	34,800円	22,340円
			47km以上48km未満	35,400円	22,340円
			48km以上49km未満	36,000円	22,340円
			49km以上50km未満	36,600円	22,340円
			50km以上51km未満	38,600円	22,340円

現行		改正案	
	51km以上52km未満	39,200円	22,340円
	52km以上53km未満	39,800円	22,340円
	<u>53km以上54km未満</u>	<u>40,400円</u>	22,340円
	54km以上55km未満	<u>41,000円</u>	22,340円
	<u>55km以上56km未満</u>	<u>43,000円</u>	22,340円
	<u>56km以上57km未満</u>	43,600円	22,340円
	<u>57km以上58km未満</u>	44,200円	22,340円
	58km以上59km未満	44,800円	22,340円
	59km以上60km未満	45,400円	22,340円
	60km以上61km未満	<u>47,400円</u>	22,340円
	61km以上	47,400円に1kmにつき	22,340円
		600円を加算した額(ただ	
		し、100km以上は71,400	
		円)	

【第2条関係】

(期末手当)

第20条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日 以前6カ月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分 に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) 略

【第2条関係】

(期末手当)

第20条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25を乗じて得た額に、基準 日以前6カ月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区 分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については,同項中 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については,同項中

現行

「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

4~6 略

(勤勉手当)

第20条の4 略

2 略

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の 勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し,又は死亡し た職員にあっては,退職し,又は死亡した日現在。次項及び附則第15項第4 号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地 域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5を乗じて得た額の総額

3~5 略

(会計年度任用短時間勤務職員の期末手当)

第28条 略

2 会計年度任用短時間勤務職員の期末手当の額は,前条第1項又は第2項の規定により定められた報酬の額の月額に相当する額として規則で定める額に100 分の127.5を乗じて得た額に,基準日以前6カ月以内の期間における当該会計年度任用短時間勤務職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ,当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) 略

改正案

「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」とする。

4~6 略

(勤勉手当)

第20条の4 略

2 略

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の 動勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し,又は死亡し た職員にあっては,退職し,又は死亡した日現在。次項及び附則第15項第4 号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地 域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25を乗じて得た額の総 額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額

3~5 略

(会計年度任用短時間勤務職員の期末手当)

第28条 略

2 会計年度任用短時間勤務職員の期末手当の額は、前条第1項又は第2項の規定により定められた報酬の額の月額に相当する額として規則で定める額に100分の126.25を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間における当該会計年度任用短時間勤務職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) 略

現行	改正案
3・4 略	3・4 略
(会計年度任用短時間勤務職員の勤勉手当)	(会計年度任用短時間勤務職員の勤勉手当)
第29条 略	第29条 略
2 会計年度任用短時間勤務職員の勤勉手当の額は,第27条第1項又は第2項の規定により定められた報酬の額の月額に相当する額として規則で定める額(以下この項において「勤勉手当基礎額」という。)に,任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において,会計年度任用短時間勤務職員の勤勉手当の額の総額は,勤勉手当基礎額に100分の107.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3・4 略	2 会計年度任用短時間勤務職員の勤勉手当の額は,第27条第1項又は第2項の規定により定められた報酬の額の月額に相当する額として規則で定める額(以下この項において「勤勉手当基礎額」という。)に,任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において,会計年度任用短時間勤務職員の勤勉手当の額の総額は,勤勉手当基礎額に100分の106.25を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3・4 略

○議案第2号資料

・議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
【第1条関係】	【第1条関係】
(期末手当)	(期末手当)
第6条 略	第6条 略
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の230</u> を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の235</u> を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)~(4) 略	(1)~(4) 略

現行	改正案
3・4 略	3・4 略
【第2条関係】 (期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の235を乗じて得た額に、基準日以 前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応 じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)~(4) 略	【第2条関係】 (期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の232.5を乗じて得た額に、基準日 以前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に 応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)~(4) 略
3・4 略	3・4 略

○議案第3号資料

・特別職の職員の給与に関する条例新旧対照表

現行	改正案
【第1条関係】	【第1条関係】
(期末手当)	(期末手当)
第6条 略	第6条 略
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の230</u> を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の235</u> を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)~(4) 略	(1)~(4) 略

現行	改正案
3 略	3 略
【第2条関係】 (期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の235を乗じて得た額に、基準日以 前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応 じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)~(4) 略	【第2条関係】 (期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の232.5を乗じて得た額に、基準日 以前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に 応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)~(4) 略
3 略	3 略

○議案第4号資料

・成田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
(虐待等の禁止)	(虐待等の禁止)
第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児	第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児
童福祉法 <u>第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子ども	童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保
の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号,幼稚園である
	特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において読み替
	<u>えて準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)</u> に掲げる行為その他当該
	教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならな

現行	改正案
	۶٦°

・成田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

(虐待等の禁止)

第13条 家庭的保育事業所等の職員は、利用乳幼児に対し、法<u>第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をして はならない。

現行

(利用乳幼児及び職員の健康診断)

第18条 略

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳 児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断が行われた場合 であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部 又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は 一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、 児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなけれ ばならない。 改正案

(虐待等の禁止)

第13条 家庭的保育事業所等の職員は、利用乳幼児に対し、法<u>第33条の10第1</u> <u>項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為 をしてはならない。

(利用乳幼児及び職員の健康診断)

第18条 略

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児	利用乳幼児に対する利用開始時の健
(以下「乳幼児」という。)の利用開始	康診断
前の健康診断	
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健

現行

康診断, 定期健康診断又は臨時の健康

3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子保健法(昭和40年 法律第141号)第16条第1項に規定する母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を 記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は法第24条第6項の 規定による措置を解除し、又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的 保育事業者等に勧告しなければならない。

4 略

(職員)

第24条 略

2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士<u>若しくは</u>本市に係る国家戦略特別区域限定保育士(第30条第1項及び第2項、第32条第1項及び第2項、第45条第1項及び第2項、第48条第1項及び第2項並びに附則第7項から第10項までにおいて「保育士」と総称する。)又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) · (2) 略

3 略

附則

1~9 略

3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子保健法第16条第1 項に規定する母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入すると ともに、必要に応じ保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置を解除 し、又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告し なければならない。

改正案

4 略

(職員)

第24条 略

2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士(千葉県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士及び本市に係る児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号。以下この項及び附則第10項において「改正法」という。)附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法附則第12条の規定による改正前の特区法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)・(2) 略

3 略

附 則

1~9 略

IH	⁄二
1.	1 T

10 前2項の規定を適用するときは、保育士(法第18条の18第1項(特区法第12条の5第8項において読み替えて準用する場合を含む。)の登録を受けた者をいい、第30条第3項若しくは第45条第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前2項の規定の適用がないとした場合における第30条第2項又は第45条第2項の規定により算定される数をいう。)の3分の2以上、置かなければならない。

改正案

10 前2項の規定を適用するときは、保育士(法第18条の18第1項(改正法附則第 15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法附則第12 条の規定による改正前の特区法第12条の5第8項において読み替えて準用する 改正法第1条の規定による改正前の法第18条の18第1項を含む。)又は第18条の 28第1項の登録を受けた者をいい、第30条第3項若しくは第45条第3項又は前2 項の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前2項の規定 の適用がないとした場合における第30条第2項又は第45条第2項の規定により 算定される数をいう。)の3分の2以上、置かなければならない。

・成田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

附 則(令和6年条例第27号)

(経過措置)

2 保育士,本市に係る国家戦略特別区域限定保育士又は保育従事者(保育士,本市に係る国家戦略特別区域限定保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者をいう。)の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の成田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

現行

改正案

附 則(令和6年条例第27号)

(経過措置)

2 保育士, 千葉県の区域に係る地域限定保育士(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の29に規定する地域限定保育士をいう。以下同じ。), 本市に係る国家戦略特別区域限定保育士(児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士をいう。以下同じ。)又は保育従事者(保育士, 千葉県の区域に係る地域限定保育士, 本市に係る国家戦略特別区域限定保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者をいう。)の配置の状況に鑑み, 保育の提供に支障を及ぼすおそれが

現行	改正案
	あるときは、当分の間、改正後の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項 及び第48条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による 改正前の成田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、この条 例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

・成田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

 	N / SET C/C/S S/K/1/// IE//1///	
現行	改正案	
(長法等の林上)	(虐待等の禁止)	

(虐待等の禁止)

第14条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各 号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をし てはならない。

(職員)

第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士(国家戦略特別区域法第12条 の5第5項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所に あっては、保育士又は本市に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条 において同じ。)その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修 (市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者 (以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければなら ない。

第14条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1 項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為 をしてはならない。

(職員)

第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士(千葉県の区域に係る法第18 条の29に規定する地域限定保育士及び本市に係る児童福祉法等の一部を改正 する法律(令和7年法律第29号)附則第15条第1項の規定によりなおその効力を 有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域 法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下この 条において同じ。)その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研 修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した 者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければな らない。

現行	改正案
2・3 略	2・3 略

・成田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
(職員)	(職員)
第10条 略	第10条 略
2 略	2 略
3 略	3 略
(1) 保育士 <u>又は</u> 本市に係る国家戦略特別区域限定保育士の資格を有する者	(1) 保育士, 千葉県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士又
(2)~(10) 略	(2)~(10) 略
4・5 略 (虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業所の職員は、利用者に対し、法 <u>第33条の10各</u> 号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	4・5 略 (虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業所の職員は,利用者に対し,法 <u>第33条の10第1</u> 項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

○議案第5号資料

· 成田市印鑑条例新旧対照表

• 成田市中端宋彻新山为思衣	
現行	
(印鑑登録証明書の交付申請等)	
第15条 略	
2 略	
3 前各項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、自ら本市の電子計算機と電気通	

前各項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、自ら本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者等が設置する端末機であって、証明書等の交付の用に供するものに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号口に規定する移動端末設備(公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)を使用して暗証番号その他必要な事項を入力する方法又はこれに代わる認証を行う方法により、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

改正案

(印鑑登録証明書の交付申請等)

第15条 略

2 略

3 前各項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、自ら本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者等が設置する端末機であって、証明書等の交付の用に供するものに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号口に規定する移動端末設備(公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)を使用して暗証番号その他必要な事項を入力する方法又はこれに代わる認証を行う方法により、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

○議案第6号資料

• 成田市火災予防条例新旧対照表

現行	改正案
目次	目次

現行	改正案
第1章~第3章の2 略	第1章~第3章の2 略
	第3章の3 林野火災の予防(第29条の8・第29条の9)
第4章~第7章 略	第4章~第7章 略
附則	附則
(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)	(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)
第29条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次	第29条 火災に関する警報(法第22条第3項に規定する火災に関する警報をい
に定めるところによらなければならない。	<u>う。以下同じ。)</u> が発せられた場合における火の使用については,次に定める
	ところによらなければならない。
(1)~(6) 略	(1)~(6) 略
(7) 屋内において裸火を使用するときは,窓,出入口等を閉じて行うこと。	
	第3章の3 林野火災の予防
	(林野火災に関する注意報)
	第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災(以下「林野火災」
	という。)の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を
	発することができる。
	2 前項の規定による注意報が発せられたときは、当該注意報が解除されるまで
	の間, 市の区域内にある者は, 第29条各号に定める火の使用の制限に従うよ う努めなければならない。
	3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の
·	3 印長は、林野代及の先生の危険性を樹菜して、前頃の及足による人の使用の 制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。
	(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の
	制限)

現行	改正案
	第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。
(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)	(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)
第45条 略	第45条 略
(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為	(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為 <u>(たき火を含む。)</u>
(2)~(6) 略	(2)~(6) 略
	2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。